

令和7年度～令和8年度 介護保険料

あなたは住民税を課税されていますか？

- いいえ
- はい

あなたの世帯に住民税の課税者はいますか？

- いいえ
- はい

老齢福祉年金を受給していますか？

- はい
- いいえ

○課税年金収入額
住民税の課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金などは含まれません。
○合計所得金額
収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除などの所得控除をする前の金額です。
(第1～5段階は公的年金等に係る雑所得を控除した金額を用います)
※第1～5段階の合計所得金額に給与所得が含まれている場合は給与所得から10万円を控除した金額を用います。
○生活保護を受給されている方は第1段階になります。
○年度途中の資格の取得・喪失があった方は月割り計算となります。

課税年金収入額と合計所得金額の合計はいくらですか？

課税年金収入額と合計所得金額の合計はいくらですか？

合計所得金額はいくらですか？

あなたの保険料段階は第1段階です。

- 80万9千円以下
- 120万円以下
- 120万円を超える
- 80万9千円以下
- 80万9千円を超える
- 120万円未満
- 210万円未満
- 320万円未満
- 420万円未満
- 520万円未満
- 620万円未満
- 720万円未満
- 720万円以上

段階	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	第5段階	第6段階	第7段階	第8段階	第9段階	第10段階	第11段階	第12段階	第13段階
負担割合	0.285	0.485	0.685	0.9	1.0	1.2	1.3	1.5	1.7	1.9	2.1	2.3	2.4
保険料(年額)	19,100円	32,500円	45,900円	60,200円	66,900円	80,300円	87,000円	100,400円	113,800円	127,200円	140,600円	154,000円	160,600円